



## 仁淀病院からお知らせ



# ～亜急性期病床のご案内～

現在、入院の際にご利用いただいている病室は「一般病床」と呼ばれる病室です。基本的に病気になったばかりの方や怪我などを負われた直後等の急性期の治療を受けている患者様が中心となりご利用いただいています。昨年10月からは、この「一般病床」のうち4室10床を「亜急性期病床」として運営しています。内容は次のとおりです。医療相談室へお気軽にお問い合わせください。

### Q1 「亜急性期病床」って？

**A** 「一般病床」での治療が一段落した患者様に対して、主にご自宅又は老健施設等への円滑な復帰を目指した病床です。生活に必要な活動性の向上を目指したリハビリテーションの実施などを行います。



### Q2 利用するには？

**A** 「亜急性期病床」へ転床を希望した場合は、主治医が判断し、患者様やご家族にご相談させていただきます。ご了承いただいた上で患者様は「亜急性期病床」へ転床をしていただくこととなります。

### Q3 診療・看護等の体制は？

**A** 療養計画書を作成し、患者様等にご説明の上、主治医・看護師・リハビリスタッフ・ソーシャルワーカー等が連携を取り合い、支援します。

### Q4 入院費用は？

**A** 入院費用は1日当たりの定額制となり、その中に投薬・注射・検査・レントゲン等の費用は含まれます。ただし、手術等の費用は別途負担となります。

### Q5 どのくらい入院できるの？

**A** 入院期間は基本的には主治医の判断で決定しますが、最長でも90日間となっています。

<問い合わせ> 仁淀病院医療相談室 電話 893-1551

## こんなセールスには気をつけて!



健康食品をめぐって消費者が契約トラブルに巻き込まれる場合、多くは問題のあるセールストークで勧誘されています。誰でも「健康でいたい」と願っていますが、とりわけ健康に不安のある高齢者や、体型にコンプレックスを抱えた人などに「必ず治る」「必ず痩る」などと思い込ませるセールストークで売りつける手口です。

薬効があるかのように効果効能をうたったり、確実ではないことをあたかも確実だと思い込ませるセールストークは「不実告知」（うそを言って契約させた。）として契約の取り消しを主張できる場合もありますが、多くの業者はパンフレットやチラシには薬効があるかのような効果効能を記載しておらず、言ったことを立証するのは非常に困難です。

また、「〇さんはこれで病気が治った。」とか「病弱で毎月病院通いしていた〇〇さんも、健康になり今ではスポーツを楽しんでいる。」といった体験談がよくパンフレットなどに記載されていますが、真実かどうか確認のしようがありません。確かに健康食品が効果を発揮する人もいますが、誰にでも効果があるというものではありません。

「病気が治る」「癌ならない」「血液サラサラ」「痩せる」これらに近いセールストークや体験談で健康食品を勧誘する行為には悪意があるかもしれません。

健康食品といっても、薬との食べ合わせで健康被害が生じることもあります。持病のある人は、必ず主治医の判断を仰いでから購入するようにしてください。

消費生活の被害やトラブルの相談は ●産業経済課 電話 893-1115  
●高知県立消費生活センター 電話 824-0999

